

高齢者の権利を守りましょう！

～高齢者が「あんしん」して「いきいき暮らす」ために～



☎長寿課 ☎22-1361
地域包括支援センター ☎22-1466

介護者が、一生懸命介護していても病気など的高齢者自身が「疎外されている」と感じてしまう場合もあります。

では、どんなことが「高齢者虐待」といわれるのでしょうか。チェックしてみてください。

高齢者の「あんしん」ってどんなこと？

高齢者の介護は、「自分がやらなければ」という責任感が介護者の負担を増大させ、虐待につながってしまうケースも少なくありません。

自ら積極的に介護予防を！

日本は、高齢化率が世界一の国です。

年を追うごとに介護保険の要介護認定率は上昇しますが、急激に高まる年齢が75歳といわれています。白石市は県内でもその割合は上位にあります。

多くの高齢者は、多少なりとも膝や腰などの痛み、認知症の発症など心身に悩みを抱え生活しています。

「可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために！」常に読み書き、運動などを心がけ、積極的に地域や社会活動に参加することが介護予防につながります。

地域住民だからできる取り組みもあります。

皆さんの地域に人権や生活、健康などが守られていないと思われる高齢者はいませんか。次

高齢者と家族の幸せのために地域でできる見守り

⑤ 介護の放棄

長時間、水の補給や食事、入浴などの世話をしないで、栄養不足や衛生状態を悪化させること。

④ 性的虐待

懲罰的に下半身を露出して放置することやわいせつな行為をすること、または、させること。

③ 経済的虐待

必要なお金を渡さない、使わせない。本人の年金や預貯金などの財産を本人の合意なしに使ってしまうこと。

② 心理的虐待

排泄などの失敗を威圧的な言葉や態度で脅したり、無視や嫌がらせによって精神的苦痛を与えたりすること。

① 身体的虐待

たたく、つねる、蹴るなどの暴力やベッドにしばったり外部との接触を意図的に遮断したり、意図的に薬を過剰に飲ませ拘束すること。

15. 家族がいるのに、いつもコンビニなどで1人分のお弁当を買っている。

14. 高齢者の服が汚れていて、お風呂に入っている様子がない。

13. 高齢者が道路に座り込んだり、徘徊したりしていることがある。

12. 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる。

11. 家の中から怒鳴り声や泣き声、大きな物音がする。

10. あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない。

9. 介護が必要なのにサービスを利用している様子がない。

8. 最近、見知らぬ訪問者が次々とやって来て、不自然な仕事を繰り返している。

7. 宅配物や郵便物が頻繁に届くようになった。

6. 郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている。

5. 家の周囲にゴミが放置されていたり、異臭がしたりする。

4. 昼間でも雨戸が閉まっている。

3. 高齢者を訪ねると家族にいやがられ、会わせてもらえない。

2. 介護や病気について相談する人がいないようだ。

1. 家族が介護でとても疲れている。

詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

みんなで支え合い明るい地域をつくりましょう。



成年後見制度とは？

「成年後見制度」とは、認知症や知的障害・精神障害などにより判断力が十分でない人の預貯金の管理など（財産管理）や日常生活でのさまざまな契約など（身上監護）を支援していく制度です。

① 老後を安心して過ごし、自分の意思で悔いのない人生を全うしたい。

② 軽度の認知症のため、悪徳商法にひっかかってしまわないか心配。

③ 親も高齢になり、知的（精神）障害者の子どもの今後が不安。

④ 親の年金を勝手に使う兄弟姉妹がいる。

⑤ 一人暮らしなので、将来、認知症など病気になる時の事が心配。

廃棄物の野焼き（野外焼却）は

禁止されています

生活環境課 ☎22-1314

野焼きに関する苦情が寄せられています！

廃棄物の野焼きは、煙や悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質、火災発生の原因となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。家庭で発生した一般廃棄物や農業用資材などは焼却せず、指定されたごみ袋に入れ集積所に出してください。

野焼きは一部例外として認められていますが、周辺地域に配慮し、住みよい環境づくりにご協力をお願いします。



野焼き禁止の例外について

野焼き禁止の例外となる廃棄物の焼却は、法律で決められています。やむを得ず焼却する場合は、焼却物をよく乾かし、天候・風向き・時間帯などを考慮し、少しずつ燃やすなど周辺の生活環境に十分配慮してください。

なお、煙や臭いなどで周囲の迷惑になるような焼却は、指導の対象となりますので、苦情などがあつた場合はすぐに焼却を中止するようお願いいたします。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2第3号 (焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)	
1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き(河川管理者) 道路沿いの草焼き(道路管理者)
2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練 凍霜防止のための稲わら焼却
3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんと焼き、塔婆の供養焼却
4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畦の草焼き
5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの	たき火、キャンプファイヤー